

○ 兵庫県警察の組織に関する規則

[昭和52年3月22日公安委員会規則第2号]

[沿革] 昭和52年6月公安委員会規則第9号、53年3月第3号、54年4月第6号、55年3月第3号、10月第9号、11月第13号、12月第18号、58年4月第4号、59年3月第2号、60年3月第4号、61年3月第3号、62年3月第3号、平成元年3月第5号、2年3月第2号、4年3月第2号、3月第4号、6月第9号、5年3月第3号、6年4月第6号、6月第9号、9月第13号、7年3月第1号、5月第6号、9月第12号、8年3月第3号、9年3月第1号、10年3月第3号、12年3月第4号、13年3月第2号、14年3月第2号、15年12月第5号、16年3月第4号、17年4月第10号、18年3月第8号、5月第19号、19年3月第4号、5月第8号、7月第12号、20年3月第3号、11月第12号、12月第13号、21年3月第2号、6月第8号、22年3月第1号、24年3月第1号、10月第10号、25年3月第1号、9月第3号、27年9月第10号、28年3月第3号、11月第12号、29年7月第6号、30年3月第1号、5月第5号、令和2年3月第1号、8月第8号、3年3月第2号、6月第9号、4年3月第2号、9月第9号、5年3月第1号、6年3月第3号、7年3月第6号、8年3月第3の1号、5月第10号改正

兵庫県警察の組織に関する規則をここに公布する。

兵庫県警察の組織に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法(昭和29年法律第162号)及び兵庫県警察本部の組織に関する条例(昭和36年兵庫県条例第43号)に基づき、兵庫県警察の組織について必要な事項を定めるものとする。

(総務部の組織)

第2条 総務部に、次の7課を置く。

総務課

県民広報課

会計課

施設課

装備課

情報管理課

留置管理課

(総務課)

第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公安委員会の庶務に関すること。
- (2) 本部長の秘書に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 公文書類の接受、発送、保存及び印刷に関すること。
- (5) 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。
- (6) 警察史及び沿革誌に関すること。
- (7) 部長会議及び署長会議に関すること。
- (8) 諸行事及び会議の調整に関すること。
- (9) 県議会その他関係機関との連絡に関すること。
- (10) 警察署協議会に関すること。
- (11) 警察証明に関すること。
- (12) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
- (13) 部の事務の調整に関すること。
- (14) 部内の庶務に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。

(県民広報課)

第4条 県民広報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 広報に関すること。

- (2) 広聴に関する事。
- (3) 警察職員の職務執行に対する苦情の処理に関する事。
- (4) 情報公開に関する事。
- (5) 個人情報の保護に関する事。
- (6) 音楽隊に関する事。

(会計課)

第5条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算、決算及び会計に関する事（施設課の所掌に属するものを除く）。
- (2) 放置違反金及びその延滞金の出納に関する事。
- (3) 反則金の徴収に関する事。
- (4) 物品の管理及び処分に関する事。
- (5) 会計の監査に関する事。
- (6) 遺失物の取扱いに関する事。

(施設課)

第5条の2 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算、決算及び会計に関する事。
- (2) 警察用財産（物品を除く。）の管理及び処分に関する事。
- (3) 警察施設の管理及び営繕に関する事。
- (4) 警察本部の庁舎管理に関する事。

(装備課)

第6条 装備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察装備の調査、研究及び企画に関する事。
- (2) 警察装備の調達、管理及び処分に関する事。
- (3) 服制に関する事。

(情報管理課)

第7条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 情報システムの研究開発に関する事。
- (2) 情報システムの運用に関する事。
- (3) 情報システムによる情報の管理に関する事。
- (4) 照会センターの運営に関する事。
- (5) 情報通信技術に関する調査、研究及び支援に関する事。

(留置管理課)

第8条 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置業務に関する事。
- (2) 被留置者の護送に関する事。
- (3) 留置施設視察委員会に関する事。

(警務部の組織)

第9条 警務部に、次の3課及び1室を置く。

警 務 課  
教 養 課  
厚 生 課  
監 察 官 室

(警務課)

第10条 警務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人事及び給与に関する事。
- (2) 組織、定員及び管轄区域に関する事。
- (3) 警察運営の総合企画及び総合調整に関する事。
- (4) 所管行政の企画及び調査に関する事。
- (5) 勤務制度に関する事。
- (6) 規程案その他公文書類の審査に関する事。

- (7) 警察有線通信の使用管理及び交換に関すること。
- (8) 公務災害補償に関すること。
- (9) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- (10) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (11) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。
- (12) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。
- (13) 被害者支援の総合的推進に関すること。
- (14) 部の事務の調整に関すること。
- (15) 部内の庶務に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。

（教養課）

第11条 教養課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察教養一般に関すること。
- (2) 警察教養施設の整備及び運営に関すること。
- (3) 警察術科に関すること。
- (4) 警察機関誌の発行に関すること。

（厚生課）

第12条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 健康管理に関すること。
- (2) 福利厚生に関すること。
- (3) ピアサポートに関すること。
- (4) レクリエーションに関すること。
- (5) 警察共済組合その他の関係法人に関すること。
- (6) 恩給及び年金に関すること。

（監察官室）

第13条 監察官室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務監察及び服務監察に関すること。
- (2) 表彰及び懲戒に関すること。
- (3) 訟務に関すること。

（刑事部の組織）

第14条 刑事部に、組織犯罪対策局を置く。

2 刑事部に、組織犯罪対策局に置くもののほか、次の5課、1所及び1隊を置く。

刑事企画課  
捜査第一課  
捜査第二課  
捜査第三課  
鑑識課  
科学捜査研究所  
機動捜査隊

3 組織犯罪対策局に、次の4課及び1隊を置く。

組織犯罪対策課  
暴力団対策課  
薬物銃器対策課  
国際捜査課  
特殊詐欺特別捜査隊

（組織犯罪対策局）

第14条の2 組織犯罪対策局においては、第22条から第23条の4までの事務をつかさどる。

（刑事企画課）

第15条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 刑事警察の企画に関すること。
- (2) 捜査実務の指導に関すること。
- (3) 他の都道府県警察との間の犯罪捜査の連絡共助に関すること。
- (4) 指名手配及び指名通報に関すること。
- (5) 犯罪の取締りのための情報の分析その他の支援（第46条の3に規定するサイバーセキュリティ・捜査高度化センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 犯罪統計に関すること。
- (7) 犯罪手口資料に関すること。
- (8) 部の事務の調整に関すること。
- (9) 部内の庶務（組織犯罪対策局の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。

（捜査第一課）

第16条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 凶悪犯罪の捜査に関すること。
- (2) 粗暴犯罪の捜査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない犯罪の捜査に関すること。

（捜査第二課）

第17条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 知能犯罪の捜査（特殊詐欺特別捜査隊の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 選挙に関する犯罪の捜査に関すること。
- (3) 不動産侵奪犯罪の捜査に関すること。

（捜査第三課）

第18条 捜査第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 窃盗に関する犯罪の捜査に関すること。
- (2) 移動警察に関すること。

（鑑識課）

第19条 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪鑑識に関すること。
- (2) 鑑識資料の収集整備に関すること。
- (3) 鑑識器材及び鑑識施設（科学捜査研究所に係るものを除く。）の整備及び運用に関すること。
- (4) 海外渡航者の犯罪経歴の証明に関すること。

（科学捜査研究所）

第20条 科学捜査研究所においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 科学捜査に関連する鑑定、検査及び研究に関すること。
- (2) 前号に必要な資料、器材及び施設の整備及び運用に関すること。

（機動捜査隊）

第21条 機動捜査隊は、神戸市長田区細田町1丁目に置く。

- 2 機動捜査隊においては、捜査用無線自動車により、凶悪犯罪その他重要事件の初動捜査、広域又は連続的常習犯罪の捜査、所属長から出動要請のあった事件及び刑事部長が指定する事件の捜査に当たる。

（組織犯罪対策課）

第22条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 組織犯罪対策の企画、指導及び調整に関すること。
- (2) 組織犯罪対策その他局の事務に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定による指定暴力団及び指定暴力団連合としての指定に関すること。
- (4) 局内の他課の所掌に属しない組織犯罪の取締りに関すること。
- (5) 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- (6) 局の事務の調整に関すること。

- (7) 局内の庶務に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、局内の他課の所掌に属しないこと。

(暴力団対策課)

第23条 暴力団対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 暴力団対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 暴力団等に係る犯罪の取締りに関すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 暴力排除活動に関すること。
- (5) 暴力団等からの保護対策に関すること。

(薬物銃器対策課)

第23条の2 薬物銃器対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 薬物及び銃器対策の推進に関すること。
- (2) 麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。
- (3) けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(国際捜査課)

第23条の3 国際捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際捜査共助に関すること。
- (2) 国際犯罪（他の部の所掌に属するものを除く。）の捜査及び捜査指導に関すること。
- (3) 通訳及び翻訳に関すること。

(特殊詐欺特別捜査隊)

第23条の4 特殊詐欺特別捜査隊においては、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に係る事件の捜査に当たる。

(生活安全部の組織)

第24条 生活安全部に、次の5課及び1隊を置く。

生活安全企画課  
人身安全対策課  
生活経済課  
保安課  
少年課  
生活安全特別捜査隊

(生活安全企画課)

第25条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 生活安全警察（部の所掌に係る警察をいう。）の企画及び指導に関すること。
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること。
- (3) 犯罪の予防一般に関すること。
- (4) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）の運用に関すること。
- (5) 防犯団体等の育成指導に関すること。
- (6) 酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (7) 部の事務の調整に関すること。
- (8) 部内の庶務に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。

(人身安全対策課)

第25条の2 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の運用に関すること。
- (3) 行方不明者の発見活動に関すること。
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の運用に関すること。

- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の運用に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案への対処に関する事。

（生活経済課）

第26条 生活経済課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 保健衛生関係事犯（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）の取締りに関する事。
- (2) 訪問販売事犯その他の生活経済関係事犯の取締りに関する事。
- (3) 悪質商法相談に関する事。
- (4) 商標権、著作権その他の知的財産権侵害関係事犯の取締りに関する事。
- (5) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関する事。
- (6) 公害相談に関する事。
- (7) 密貿易関係事犯の取締りに関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他の部課の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関する事。

（保安課）

第27条 保安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 高压ガスその他の危険物の取締りに関する事。
- (2) 銃砲刀剣類等の所持許可及び取締り（取締りに関しては、薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (3) 火薬類の運搬証明及び取締り（取締りに関しては、薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 猟銃用火薬類等の譲渡等の許可及び取締りに関する事。
- (5) 風俗営業関係団体の育成指導に関する事。
- (6) 風俗営業等の許可及び届出の受理に関する事。
- (7) インターネット異性紹介事業の届出の受理に関する事。
- (8) 売春関係事犯の取締りに関する事。
- (9) 風俗関係事犯の取締りに関する事。
- (10) 人身取引の被害者の保護に伴う関係機関との連絡に関する事。
- (11) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関する事。
- (12) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）の運用に関する事。
- (13) 質屋営業及び古物営業の許可及び取締りに関する事。
- (14) 警備業の認定及び取締りに関する事。
- (15) 探偵業の届出の受理及び取締りに関する事。

（少年課）

第28条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 非行少年等の補導に関する事。
- (2) 少年施設収容のための連戻しに関する事。
- (3) 少年相談に関する事。
- (4) 犯罪その他少年の健全育成を阻害する行為による被害を受けた少年の保護に関する事。
- (5) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の運用に関する事。
- (6) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事。
- (7) 少年に対する暴力団の影響の排除に関する事。
- (8) 非行少年に係る事件の捜査及び調査に関する事。
- (9) 非行集団の取締り及び解体に関する事。
- (10) インターネット異性紹介事業の取締りに関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、他の部課の所掌に属しない少年非行の防止に関する事。

（生活安全特別捜査隊）

第28条の2 生活安全特別捜査隊においては、子供と女性を犯罪から守る活動及び生活安全部長が指定する事犯の取締りに当たる。

（地域部の組織）

第29条 地域部に、次の2課及び3隊を置く。

地 域 企 画 課  
通 信 指 令 課  
第一機動パトロール隊  
第二機動パトロール隊  
鉄 道 警 察 隊  
(地域企画課)

第30条 地域企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域警察等（地域警察及び地域警察以外の警らをいう。以下同じ。）の企画に関する事。
- (2) 地域警察等の活動に関する指導及び訓練に関する事。
- (3) 地域警察に関する事。
- (4) 警ら用無線自動車、移動交番車及び警察用船舶の運用に関する事。
- (5) 一般警戒及び雑踏警備に関する事。
- (6) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する事。
- (7) 列車その他交通機関への警乗（鉄道警察隊の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (8) 水上における警ら、警戒及び交通の安全の確保に関する事。
- (9) 部の事務の調整に関する事。
- (10) 部内の庶務に関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事。

(通信指令課)

第31条 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 通信指令業務に関する事。
- (2) 緊急配備に関する事。
- (3) 警察無線通信の使用管理に関する事。
- (4) 非常通報装置の設置運用に関する事。

(第一機動パトロール隊)

第32条 第一機動パトロール隊は、神戸市長田区細田町1丁目に置く。

- 2 第一機動パトロール隊においては、警ら用無線自動車により、第46条の2第1項に規定する第一方面の区域、第二方面の区域（南但馬、豊岡及び美方の各警察署の管轄区域を除く。）及び第三方面の区域（明石及び三木の各警察署の管轄区域に限る。）における警ら及び警察対象事案の第一次的処理に当たる。

(第二機動パトロール隊)

第32条の2 第二機動パトロール隊は、姫路市土山2丁目に置く。

- 2 第二機動パトロール隊においては、警ら用無線自動車により、前条第2項に規定する区域以外の区域における警ら及び警察対象事案の第一次的処理に当たる。

(鉄道警察隊)

第32条の3 鉄道警察隊は、神戸市中央区相生町3丁目に置く。

- 2 鉄道警察隊においては、鉄道施設内における警ら、警戒警備及び列車警乗並びに警察対象事案の第一次的処理に当たる。

(交通部の組織)

第33条 交通部に、次の5課、1場及び2隊を置く。

交 通 企 画 課  
交 通 規 制 課  
交 通 指 導 課  
交 通 捜 査 課  
運 転 免 許 課  
運 転 免 許 試 験 場  
交 通 機 動 隊  
高 速 道 路 交 通 警 察 隊  
(交通企画課)

第34条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通警察の企画及び指導に関すること。
- (2) 緊急自動車の指定に関すること。
- (3) 交通安全対策に関すること。
- (4) 安全運転管理者に関すること。
- (5) 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。
- (6) 交通警察の研究に関すること。
- (7) 交通事故分析に関すること。
- (8) 交通事故統計に関すること。
- (9) 交通相談に関すること。
- (10) 特定小型原動機付自転車運転者講習に関すること。
- (11) 自転車運転者講習に関すること。
- (12) 部の事務の調整に関すること。
- (13) 部内の庶務に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。

(交通規制課)

第35条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通の規制に関すること。
- (2) 交通安全施設等に関すること。
- (3) 道路使用に関すること。
- (4) 交通管制に関すること。
- (5) 交通公害に関すること。
- (6) 交通の実態調査に関すること。
- (7) 自動車の保管場所に関すること。
- (8) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備に関すること。

(交通指導課)

第36条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通の取締り一般に関すること。
- (2) 交通取締用の自動車及び装備資機材の運用に関すること。
- (3) 車両の使用の制限に関すること。
- (4) 放置車両の確認及び標章の取付けに関すること。
- (5) 放置違反金及びその延滞金に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 交通法令違反事件の即決処理に関すること。
- (7) 交通反則事件の処理に関すること。

(交通捜査課)

第36条の2 交通捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通事故事件の捜査（高速道路交通警察隊の所掌に属するものを除く。）及び指導に関すること。
- (2) 交通鑑識に関すること。
- (3) 暴走族の総合対策に関すること。

(運転免許課)

第37条 運転免許課は、明石市荷山町に置く。

2 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運転免許証等の更新、再交付、返納等に関すること。
- (2) 運転免許の取消し、停止等に関すること。
- (3) 運転経歴証明書等の交付等に関すること。
- (4) 運転免許関係資料の登録及び照会に関すること。
- (5) 運転者に対する講習及び運転適性検査に関すること。

(運転免許試験場)

第37条の2 運転免許試験場は、明石市荷山町に置く。

2 運転免許試験場においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運転免許試験に関すること。
- (2) 運転免許証等の作成、交付等（運転免許課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 自動車教習所に関すること。

（交通機動隊）

第38条 交通機動隊は、神戸市兵庫区松原通4丁目に置く。

2 交通機動隊においては、交通取締用自動車等により、主として幹線道路（高速道路交通警察隊の担当する道路を除く。）における交通指導取締り及び警察対象事案の第一次的処理に当たる。

（高速道路交通警察隊）

第39条 高速道路交通警察隊は、西宮市山口町に置く。

2 高速道路交通警察隊においては、高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進、交通の指導取締り、交通事故事件の捜査及び処理その他交通警察に関する事務並びに警察対象事案の第一次的処理に当たる。

（警備部の組織）

第40条 警備部に、次の6課及び1隊を置く。

公安第一課

公安第二課

公安第三課

警 備 課

災害対策課

外 事 課

機 動 隊

（公安第一課）

第41条 公安第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備警察の企画及び指導に関すること。
- (2) 警備情報（部内の他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 警備犯罪（部内の他課の所掌に属するものを除く。）の捜査に関すること。
- (4) 部の事務の調整に関すること。
- (5) 部内の庶務に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。

（公安第二課）

第42条 公安第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に関する警備情報に関すること。
- (2) 前号の活動に関する警備犯罪の捜査に関すること。
- (3) 警備資料の整備及び保存に関すること。

（公安第三課）

第42条の2 公安第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に関する警備情報に関すること。
- (2) 前号の活動に関する警備犯罪の捜査に関すること。

（警備課）

第43条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 治安警備に関すること。
- (2) 警衛及び警護に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事務に必要な警備計画の策定及びその実施並びに部隊に対する教養及び訓練に関すること。
- (4) 警察用航空機の運用に関すること。

（災害対策課）

第43条の2 災害対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 災害警備に関すること。
- (2) 前号に掲げる事務に必要な警備計画の策定及びその実施並びに部隊に対する教養及び訓練に

関すること。

- (3) 災害に係る復興対策に関する事務の総合調整及び関係機関との連絡に関すること。
- (4) 阪神・淡路大震災その他の災害に関する資料の整備及び保存に関すること。

(外事課)

第44条 外事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人に係る警備情報に関すること。
- (2) 外事犯罪の捜査に関すること。

(機動隊)

第45条 機動隊は、神戸市須磨区妙法寺字野路山に置く。

2 機動隊においては、部隊訓練の実施及び部隊による警備警戒に当たる。

(市警察部)

第46条 兵庫県警察神戸市警察部（以下「市警察部」という。）は、神戸市中央区下山手通5丁目に置く。

2 市警察部に庶務課を置き、庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 市警察部の庶務に関すること。
- (2) 市警察部の企画に関すること。
- (3) 神戸市及びその関係諸機関との連絡調整に関すること。
- (4) 警察署（神戸市の区域内の警察署に限る。次号において同じ。）の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。
- (5) 警察本部と警察署及び警察署相互の間における業務の連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本部長が命ずる事項に関すること。

(方面本部)

第46条の2 兵庫県警察の管轄区域を次の表のとおり3方面に区分し、第一方面に第一方面本部を、第二方面に第二方面本部を、第三方面に第三方面本部を置く。

名 称	区 域
第 一 方 面	東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸水上、神戸西、神戸北、有馬、洲本、淡路及び南あわじの各警察署の管轄区域
第 二 方 面	芦屋、西宮、甲子園、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚、三田、篠山、丹波、南但馬、豊岡及び美方の各警察署の管轄区域
第 三 方 面	明石、三木、小野、加東、加西、西脇、加古川、高砂、姫路、飾磨、網干、福崎、たつの、相生、赤穂及び宍粟の各警察署の管轄区域

2 第一方面本部は神戸市中央区下山手通5丁目に、第二方面本部は伊丹市伊丹1丁目に、第三方面本部は姫路市土山2丁目に置く。

3 第一方面本部、第二方面本部及び第三方面本部（以下「方面本部」という。）においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察署（担当する方面の区域内の警察署に限る。次号において同じ。）の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。
- (2) 警察本部と警察署及び警察署相互の間における業務の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が命ずる事項に関すること。

(サイバーセキュリティ・捜査高度化センター)

第46条の3 兵庫県警察に、サイバーセキュリティ・捜査高度化センター（以下「サイバーセンター」という。）を置く。

2 サイバーセンターは、神戸市中央区下山手通5丁目に置く。

3 サイバーセンターに、次の2課を置く。

サイバー企画課

サイバー捜査課

(サイバー企画課)

第46条の4 サイバー企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバーセキュリティ対策に係る総合企画及び調整に関すること。
- (2) サイバー関係事案に係る適正捜査の指導に関すること。
- (3) 犯罪の取締りのための画像の収集及び解析に係る支援の運用に関すること。
- (4) サイバー関係事案に係る犯罪の取締りのための資機材の整備及び運用並びに研究に関すること。
- (5) サイバーセンターの事務の調整に関すること。
- (6) サイバーセンター内の庶務に関すること。

(サイバー捜査課)

第46条の5 サイバー捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバー関係事案に係る犯罪の捜査支援に関すること。
- (2) 犯罪の取締りのための電磁的記録の解析技術に係る支援に関すること。

(警察学校)

第47条 警察学校は、芦屋市朝日ヶ丘町に置く。

2 警察学校においては、別に定めあるもののほか、次の事務をつかさどる。

- (1) 初任教養に関すること。
- (2) 初任補修教養に関すること。
- (3) 任用教養に関すること。
- (4) 専科教養に関すること。

(警察署に置く課)

第47条の2 警察署の事務を分掌させるため、警察署に課を置く。

(交番等)

第48条 警察署に置く交番等については、別に定める。

(部長)

第49条 部に、部長を置く。

2 部長は、命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(参事官)

第50条 部に、参事官を置くことができる。

2 参事官は、命を受け、部の所掌事務のうち重要事項に係るものを総括整理し、担当事務を処理する職員を指揮監督する。

(首席監察官)

第50条の2 警務部に、首席監察官を置くことができる。

2 首席監察官は、命を受け、監察及び訟務に関する事務のうち重要事項に係るものを総括整理し、担当事務を処理する職員を指揮監督する。

(組織犯罪対策局長)

第50条の3 刑事部組織犯罪対策局に、組織犯罪対策局長を置く。

2 組織犯罪対策局長は、命を受け、組織犯罪対策局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(課長等)

第51条 課、室、所、場又は隊に、それぞれ課長、室長、所長、場長又は隊長（以下「課長等」という。）を置く。

2 課長等は、命を受け、当該所属の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(監察官及び訟務官)

第52条 警務部に、監察官及び訟務官を置く。

2 監察官は、命を受け、第13条第1号及び第2号に掲げる事務を処理するとともに、人事に関する意見具申を行う。

3 訟務官は、命を受け、第13条第3号に掲げる事務を処理する。

(参事等)

第53条 部に、参事又は部付を置くことができる。

2 参事又は部付は、命を受け、部の所掌事務のうち重要事項に係るものについての調査、企画及び立案に参画し、関係事務を整理するとともに、担当事務を処理する職員を指揮監督する。

(方面本部長)

第53条の2 方面本部に、方面本部長を置く。

2 方面本部長は、命を受け、方面本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(センター長)

第53条の3 サイバーセンターに、センター長を置く。

2 センター長は、命を受け、サイバーセンターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(副センター長)

第53条の4 サイバーセンターに、副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、命を受け、サイバーセンターの事務のうち重要事項に係るものを総括整理し、担当事務を処理する職員を指揮監督する。

(学校長)

第54条 警察学校に、学校長を置く。

2 学校長は、命を受け、校務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(特例措置)

第55条 本部長は、必要があると認めるときは、臨時に、警察本部の各所属(サイバーセンターの各所属を含む。)に対し、当該所属に属しない事務を行わせることができる。

(本部長への委任)

第56条 この規則を実施するため必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

(兵庫県警察本部分課規則等の廃止)

2 兵庫県警察本部分課規則(昭和36年兵庫県公安委員会規則第1号)及び兵庫県警察神戸市警察部の名称、位置及び組織に関する規則(昭和39年兵庫県公安委員会規則第7号)は、廃止する。

附 則 (昭和52年6月7日公安委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月28日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月25日公安委員会規則第6号)

この規則は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月28日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年10月10日公安委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年11月21日公安委員会規則第13号)

この規則は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則 (昭和55年12月26日公安委員会規則第18号)

この規則は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月16日公安委員会規則第2号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月11日公安委員会規則第4号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月25日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月24日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 （平成 2 年 3 月 27 日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 4 年 3 月 11 日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（平成 4 年兵庫県条例第 3 号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成 4 年 3 月 27 日公安委員会規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

（兵庫県道路交通法施行細則の一部改正）

2 兵庫県道路交通法施行細則（昭和 35 年兵庫県公安委員会規制第 11 号）の一部を次のように改正する。

様式第 29 号中「兵庫県警察本部交通部交通規制課経由」を「兵庫県警察本部交通部駐車対策課経由」に改める。

様式第 30 号中「兵庫県警察本部交通部交通企画課・交通規制課経由」を「兵庫県警察本部交通部交通企画課・駐車対策課経由」に改める。

附 則 （平成 4 年 6 月 6 日公安委員会規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 29 条及び第 30 条の改正規定は、兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（平成 4 年兵庫県条例第 34 号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成 5 年 3 月 30 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 6 年 4 月 1 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 6 年 6 月 10 日公安委員会規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 6 年 9 月 30 日公安委員会規則第 13 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

（司法警察員の指定等に関する規則の一部改正）

2 司法警察員の指定等に関する規則（昭和 39 年兵庫県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および」を「及び」に改める。

第 2 条の見出し中「および」を「及び」に改める。

第 3 条中「次のとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同条第 2 号中「保安部」を「生活安全部」に、「および」を「及び」に改め、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 4 条中「別記様式」を「様式」に改める。

第 5 条の見出し中「呈示」を「提示」に改め、同条中「はりつけ」を「はり付け」に、「呈示」を「提示」に改める。

様式中「第 4 条」を「第 4 条関係」に改め、「昭和」を削る。

（没収保全等を請求することができる司法警察員の指定等に関する規則の一部改正）

3 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定等に関する規則（平成 4 年兵庫県公安委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「保安部」を「生活安全部」に改める。

附 則 （平成 7 年 3 月 17 日公安委員会規則第 1 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 7 年 5 月 22 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 7 年 9 月 26 日公安委員会規則第 12 号）

この規則は、平成 7 年 9 月 28 日から施行する。

附 則 （平成 8 年 3 月 22 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第38条第2項の改正規定は、同年4月5日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成12年3月29日から施行する。

附 則 (平成13年3月9日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月5日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月16日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成15年12月18日から施行する。ただし、第23条第1項の改正規定は、平成15年12月19日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日公安委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月30日公安委員会規則第19号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月18日公安委員会規則第8号)

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日から施行する。ただし、第23条及び第25条の改正規定は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月2日公安委員会規則第12号)

この規則は、兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例(平成19年兵庫県条例第41号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成20年3月11日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成20年3月12日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日公安委員会規則第12号)

この規則中第10条の改正規定は平成20年12月18日から、第25条の改正規定は同月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月1日公安委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月15日公安委員会規則第8号)

この規則は、兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例(平成21年兵庫県条例第34号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月9日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成24年3月22日から施行する。ただし、第31条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月29日公安委員会規則第10号)

この規則は、平成24年10月30日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月17日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成25年9月18日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成25年12月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日公安委員会規則第10号)

この規則は、平成27年11月2日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年11月25日公安委員会規則第12号)

この規則は、平成28年11月30日から施行する。

附 則 (平成29年7月28日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成29年7月31日から施行する。

附 則 (平成30年3月16日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成30年3月27日から施行する。

附 則 (平成30年5月11日公安委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月10日公安委員会規則第1号)

この規則は、令和2年3月26日から施行する。

附 則 (令和2年8月7日公安委員会規則第8号)

この規則は、令和2年9月1日から施行する。ただし、第53条の4の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月5日公安委員会規則第2号)

この規則は、令和3年3月22日から施行する。

附 則 (令和3年6月11日公安委員会規則第9号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月4日公安委員会規則第2号)

この規則は、令和4年3月15日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年9月2日公安委員会規則第9号)

この規則は、令和4年9月14日から施行する。

附 則 (令和5年3月10日公安委員会規則第1号)

この規則は、令和5年3月24日から施行する。

附 則 (令和6年3月8日公安委員会規則第3号)

この規則は、令和6年3月26日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日公安委員会規則第6号)

この規則は、令和7年3月27日から施行する。

附 則 (令和8年3月17日公安委員会規則第3の1号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年5月29日公安委員会規則第10号)

この規則は、令和8年6月1日から施行する。